

健保 だより

2026/春 No.313

令和8年度

予算のご報告

 <https://www.kpk.or.jp/>

ご家庭へお持ち帰りください

一般保険料率を1000分の98 → 1000分の97に引き下げ

2月20日に開催された第142回組合会で、当健保組合の令和8年度予算と事業計画が可決・承認されました。このページでは、そのあらましをご紹介します。

一般勘定 予算の基礎となった数値

※（ ）内は前年度予算比

- 被保険者数..... 17,430人 (-470人)
男..... 13,032人 (-531人)
女..... 4,398人 (+61人)
- 平均標準報酬月額..... 375,000円 (+13,000円)
- 平均標準賞与年額..... 920,000円 (+40,000円)
- 保険料率(一般)..... 1000分の97.0

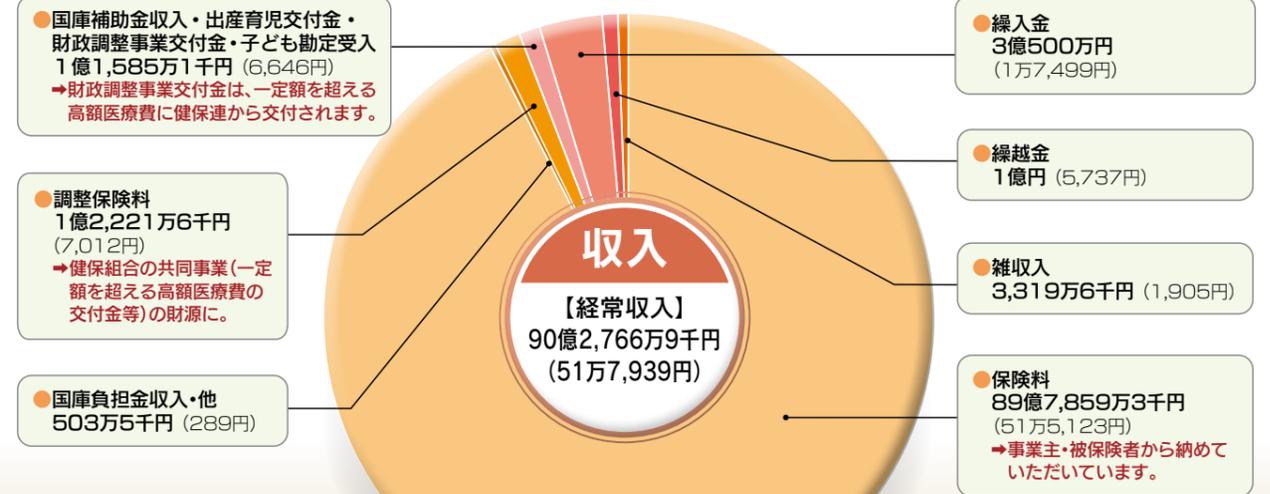
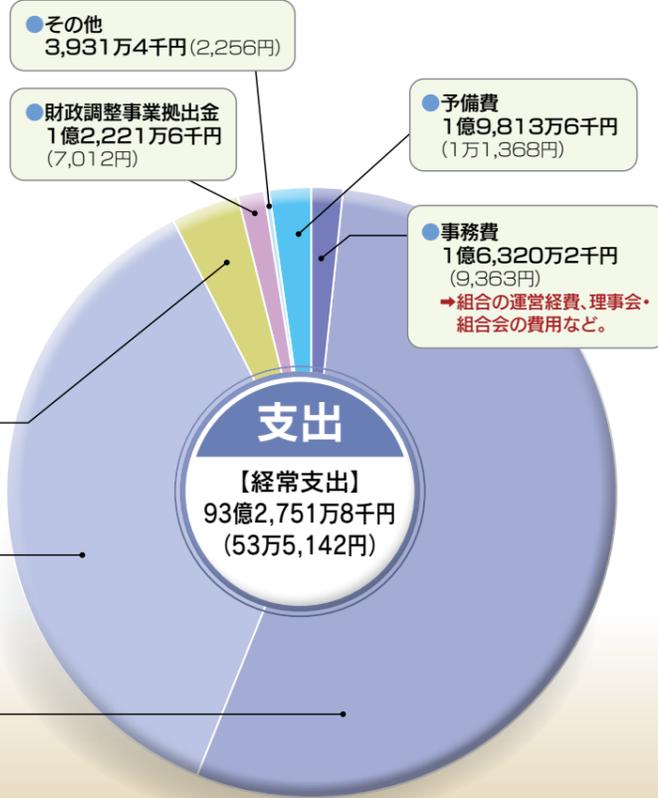
※事業主・被保険者とも1000分の48.5ずつ負担
・特定保険料率1000分の37.400、調整保険料1000分の1.300を含む。
・特定保険料率とは、一般保険料率のうち高齢者医療への納付金にあてられる分を料率換算したものの。

一般勘定

令和8年度 予算のあらまし

予算総額 96億5,989万1千円 (55万4,211円)

※（ ）内は被保険者1人当たり額



一般勘定

健保組合を取り巻く情勢

昨年はすべての団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」に直面した年でした。医療の高度化や高齢化に伴い、高齢化のピークを迎える2040年頃に向けて医療費はさらに増加することが確実であり、2025年問題は終わりはなくむしろ深刻化し、国民皆保険が危機的状況に陥る可能性が危惧されています。皆保険存続のために、医療保険制度の抜本的な見直し、全世代で支える改革の実現が求められます。

また、今年は2年に1度の診療報酬改定の年にあたります。物価高騰や医療従事者の処遇改善等のために、+3.09%という大幅な改定率となりました。医療費の増加が懸念される一方で、将来にわたり国民皆保険と医療提供体制を維持するために、負担の増加にとどまることがなく、医療の在り方の着実な改革につながっていくことが望まれます。

一般保険料率を引き下げ

当健保組合は平成29年度から一般保険料率98%を維持してまいりましたが、厳しい社会情勢のなかみなさまの負担を考慮し、令和8年度は1%引き下げ、97%とし予算を編成いたしました。

令和8年度は予算の基礎となる被保険者数は減少、標準報酬等は増加が見込まれます。その結果、収入の柱となる保険料については前年度とほぼ同額になると見込んでおります。一方、支出では医療費が増加し、納付金は減少となったものの保険料収入の約4割を占めており、財政を圧迫しています。

令和8年度一般勘定予算のあらまし

●予算規模と経常収支

当健保組合の令和8年度予算は、総額96億5、989万円、被保険者1人当たり55万4、211円の規模となりました。実質的な収支である経常収支では2億9、984万円の赤字となる見込みです。

●主な費目

令和8年度は、保険料として89億7、859万円(被保険者1人当たり51万5、123円)を見込みました。支出では、医療費等の保険給付費が、52億8、317万円(前年度予算比0.6%増)、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等の納付金は34億9、500万円(同4.3%減)と見込まれます。保険給付費と納付金で、保険料収入の98%を占めている状況です。支出に対し収入が不足しておりますが、繰越金1億円と、別途積立金3億円等の補てんにより、収支の均衡を図ることとしていきます。

●健康づくり事業

令和6年度からスタートした第3期データヘルス計画に基づき、効率的に保健事業を展開してまいります。特定健診・特定保健指導を含む各種健診や健康増進、保養のために支出される保健事業費には、3億5、884万円(被保険者1人当たり2万588円)を予定しています。

★このほか収支の詳細は、グラフ(令和8年度予算のあらまし)をご覧ください。

令和8年度に実施する保健事業

保険知識のPR

- 広報誌『健保だより』の発行
(9月、9月、1月、3月)
- ポスターの発行(年3回・随時)
- 健康者表彰(6月)
- ジェネリック通知(随時)
- 医療費のお知らせ(2月)
- ホームページによる情報提供(随時)
- 赤ちゃん和妈妈社「育児雑誌」の配布(年間)

病気の予防と早期発見

- 男女生活習慣病予防健診(4月～12月)
- 春季女性生活習慣病予防健診(4月～8月)
- 人間ドック(4月～12月)
- 脳ドック(年間)
- 特定健康診査(4月～12月)
- 特定保健指導(年間)
- 家庭用救急薬品の配付(11月)
- インフルエンザ予防接種(健保契約金)(10月～1月)
- 健診受診勧奨通知書及び重症化予防受診勧奨通知書の送付(随時)

健康増進

- プール施設利用補助(7月～9月)
- 健康づくりセンター「へるすびあ」(電設工業健保組合の施設)の割引利用(年間)
- スポーツクラブ「ルネサンス」との法人契約(年間)
- FUJIYAMA net クラブの優待利用(年間)

心と体の保養

- 契約保養施設(JTB契約保養所、直接契約保養所、休暇村)の利用補助(年間)
- 共同利用保養所の利用(年間)
- リゾートトラストの会員料金での利用(年間)



東京都金属プレス工業健康保険組合

保険料額表

令和8年4月分～令和9年2月分

標準報酬 等級	報酬月額 円	健康保険料月額						子ども・子育て支援金 保険料月額			介護保険料月額			合計保険料額			
		被保険者		事業主		合計①		(再掲) 特定保険料 合計	被保険者		事業主		合計②		被保険者	事業主	合計④ (①+②+③)
		48.5/1000	97.0/1000	37.4/1000	1.15/1000	2.3/1000	8.2/1000		16.4/1000	57.85/1000	115.7/1000						
1	58,000	2,813	2,813	5,626	2,169	66	67	133	475	476	951	3,354	3,356	6,710			
2	68,000	3,298	3,298	6,596	2,543	78	78	156	557	558	1,115	3,933	3,934	7,867			
3	78,000	3,783	3,783	7,566	2,917	89	90	179	639	640	1,279	4,511	4,513	9,024			
4	88,000	4,268	4,268	8,536	3,291	101	101	202	721	722	1,443	5,090	5,091	10,181			
5	98,000	4,753	4,753	9,506	3,665	112	113	225	803	804	1,607	5,668	5,670	11,338			
6	104,000	5,044	5,044	10,088	3,890	119	120	239	853	853	1,706	6,016	6,017	12,033			
7	110,000	5,335	5,335	10,670	4,114	126	127	253	902	902	1,804	6,363	6,364	12,727			
8	118,000	5,723	5,723	11,446	4,413	135	136	271	967	968	1,935	6,825	6,827	13,652			
9	126,000	6,111	6,111	12,223	4,712	144	145	289	1,033	1,033	2,066	7,288	7,290	14,578			
10	134,000	6,499	6,499	12,998	5,012	154	154	308	1,099	1,099	2,198	7,752	7,752	15,504			
11	142,000	6,887	6,888	13,775	5,311	163	163	326	1,164	1,165	2,329	8,214	8,216	16,430			
12	150,000	7,275	7,275	14,550	5,610	172	173	345	1,230	1,230	2,460	8,677	8,678	17,355			
13	160,000	7,760	7,760	15,520	5,984	184	184	368	1,312	1,312	2,624	9,256	9,256	18,512			
14	170,000	8,245	8,245	16,490	6,358	195	196	391	1,394	1,394	2,788	9,834	9,835	19,669			
15	180,000	8,730	8,730	17,460	6,732	207	207	414	1,476	1,476	2,952	10,413	10,413	20,826			
16	190,000	9,215	9,215	18,430	7,106	218	219	437	1,558	1,558	3,116	10,991	10,992	21,983			
17	200,000	9,700	9,700	19,400	7,480	230	230	460	1,640	1,640	3,280	11,570	11,570	23,140			
18	220,000	10,670	10,670	21,340	8,228	253	253	506	1,804	1,804	3,608	12,727	12,727	25,454			
19	240,000	11,640	11,640	23,280	8,976	276	276	552	1,968	1,968	3,936	13,884	13,884	27,768			
20	260,000	12,610	12,610	25,220	9,724	299	299	598	2,132	2,132	4,264	15,041	15,041	30,082			
21	280,000	13,580	13,580	27,160	10,472	322	322	644	2,296	2,296	4,592	16,198	16,198	32,396			
22	300,000	14,550	14,550	29,100	11,220	345	345	690	2,460	2,460	4,920	17,355	17,355	34,710			
23	320,000	15,520	15,520	31,040	11,968	368	368	736	2,624	2,624	5,248	18,512	18,512	37,024			
24	340,000	16,490	16,490	32,980	12,716	391	391	782	2,788	2,788	5,576	19,669	19,669	39,338			
25	360,000	17,460	17,460	34,920	13,464	414	414	828	2,952	2,952	5,904	20,826	20,826	41,652			
26	380,000	18,430	18,430	36,860	14,212	437	437	874	3,116	3,116	6,232	21,983	21,983	43,966			
27	410,000	19,885	19,885	39,770	15,334	471	472	943	3,362	3,362	6,724	23,718	23,719	47,437			
28	440,000	21,340	21,340	42,680	16,456	506	506	1,012	3,608	3,608	7,216	25,454	25,454	50,908			
29	470,000	22,795	22,795	45,590	17,578	540	541	1,081	3,854	3,854	7,708	27,189	27,190	54,379			
30	500,000	24,250	24,250	48,500	18,700	575	575	1,150	4,100	4,100	8,200	28,925	28,925	57,850			
31	530,000	25,705	25,705	51,410	19,822	609	610	1,219	4,346	4,346	8,692	30,660	30,661	61,321			
32	560,000	27,160	27,160	54,320	20,944	644	644	1,288	4,592	4,592	9,184	32,396	32,396	64,792			
33	590,000	28,615	28,615	57,230	22,066	678	679	1,357	4,838	4,838	9,676	34,131	34,132	68,263			
34	620,000	30,070	30,070	60,140	23,188	713	713	1,426	5,084	5,084	10,168	35,867	35,867	71,734			
35	650,000	31,525	31,525	63,050	24,310	747	748	1,495	5,330	5,330	10,660	37,602	37,603	75,205			
36	680,000	32,980	32,980	65,960	25,432	782	782	1,564	5,576	5,576	11,152	39,338	39,338	78,676			
37	710,000	34,435	34,435	68,870	26,554	816	817	1,633	5,822	5,822	11,644	41,073	41,074	82,147			
38	750,000	36,375	36,375	72,750	28,050	862	863	1,725	6,150	6,150	12,300	43,387	43,388	86,775			
39	790,000	38,315	38,315	76,630	29,546	908	909	1,817	6,478	6,478	12,956	45,701	45,702	91,403			
40	830,000	40,255	40,255	80,510	31,042	954	955	1,909	6,806	6,806	13,612	48,015	48,016	96,031			
41	880,000	42,680	42,680	85,360	32,912	1,012	1,012	2,024	7,216	7,216	14,432	50,908	50,908	101,816			
42	930,000	45,105	45,105	90,210	34,782	1,069	1,070	2,139	7,626	7,626	15,252	53,800	53,801	107,601			
43	980,000	47,530	47,530	95,060	36,652	1,127	1,127	2,254	8,036	8,036	16,072	56,693	56,693	113,386			
44	1,030,000	49,955	49,955	99,910	38,522	1,184	1,185	2,369	8,446	8,446	16,892	59,585	59,586	119,171			
45	1,090,000	52,865	52,865	105,730	40,766	1,253	1,254	2,507	8,938	8,938	17,876	63,056	63,057	126,113			
46	1,150,000	55,775	55,775	111,550	43,010	1,322	1,323	2,645	9,430	9,430	18,860	66,527	66,528	133,055			
47	1,210,000	58,685	58,685	117,370	45,254	1,391	1,392	2,783	9,922	9,922	19,844	69,998	69,999	139,997			
48	1,270,000	61,595	61,595	123,190	47,498	1,460	1,461	2,921	10,414	10,414	20,828	73,469	73,470	146,939			
49	1,330,000	64,505	64,505	129,010	49,742	1,529	1,530	3,059	10,906	10,906	21,812	76,940	76,941	153,881			
50	1,390,000	67,415	67,415	134,830	51,986	1,598	1,599	3,197	11,398	11,398	22,796	80,411	80,412	160,823			

1) 令和8年3月1日からの健康保険料率は、1000分の97.0となりました(特定保険料再掲は、高齢者医療に要する支援費用となります)
 2) 介護保険料率は、1000分の16.4となりました
 3) 令和8年4月分(5月納入分)から子ども・子育て支援金の徴収が始まります。子ども・子育て支援金保険料率は、1000分の2.3となります。
 4) 保険料月額……標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
 5) 賞与に係る保険料月額……標準賞与額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
 (注1) 標準賞与額……賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額
 (注2) 標準賞与額の上限額……毎年4月1日から翌年3月31日までの標準賞与額の累計額が573万円を超える場合は、573万円を上限額とする

介護勘定

介護勘定 ●令和8年度 収入支出予算概要表

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	1,007,773	介護納付金	985,448
繰入金	10,000	介護保険料還付金	3,000
雑収入	42	予備費	29,367
合計	1,017,815	合計	1,017,815

介護勘定 予算の基礎となった数値

- 介護保険第2号被保険者数 …………… 13,454人(-262人)
- 介護納付金の1人当たり概算額 …………… 89,791円(+2,168円)
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数 …… 10,380人(-160人)
- 平均標準報酬月額 …………… 410,000円(+14,000円)
- 平均標準賞与年額 …………… 1,000,000円(+30,000円)
- 介護保険料率 …………… 1000分の16.4
※事業主・被保険者ともに1000分の8.2ずつ負担

介護保険料につきましては、毎年、国より当健保組合に割り当てられた概算介護納付金の額をもとに保険料率の計算(見直し)を行うこととなっております。
 令和8年度の当健保組合の概算介護納付金は9億8,544万8千円となったことから、その支払に必要な保険料率を計算すると1000分の16.37となり、令和8年度の介護保険料率は前年度と同率の1000分の16.4としました。なお、令和8年度予算の介護保険収入は10億777万3千円(介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり9万7,088円)となっております。

子ども勘定

子ども勘定 ●令和8年度 収入支出予算概要表

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援金収入	215,786	子ども・子育て支援納付金	188,244
雑収入	2	子ども・子育て支援金還付金	20
一般勘定受入	10,000	一般勘定繰入	10,000
合計	225,788	雑支出	1
		予備費	27,523
		合計	225,788

- 子ども・子育て支援金率 …………… 1000分の2.3
※事業主・被保険者ともに1000分の1.15ずつ負担

今年度から、国の代行として子ども・子育て支援金の徴収・納付が始まります(P10)。国が示す令和8年度の支援金率は1000分の2.3となり、子ども・子育て支援金収入2億1,578万6千円に対して、国に納付する子ども・子育て支援納付金が1億8,824万4千円となる見込みです。



家族が就職したら 被扶養者の資格を失うの？

健保組合の被扶養者として認定されているご家族が就職した場合、扶養から外す届出が必要です。就職以外にも、被扶養者の資格を満たさなくなった場合は届出が必要になりますので、確認しておきましょう。



どんな届出をするの？

「被扶養者(異動)届」を、事由発生から5日以内に健保組合に届け出てください。

※「資格確認書」、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」をお持ちの場合は、あわせてご返却ください。



もし届出が遅れたら？

健保組合の被扶養者として医療機関にかかった場合、健保組合の負担分の医療費を後日返還していただくことになります。



どんなときに被扶養者の資格がなくなるの？

■ 就職した・他の健康保険に加入した

- ・被扶養者が就職して、就職先で健康保険の被保険者になった。
- ・被扶養者がパート先で被保険者になった。

★パートやアルバイトの方も、下記①～⑤の要件をすべて満たすと、パートやアルバイト先で健康保険の被保険者になります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②賃金月額が88,000円(年収106万円)[※]以上
※ 残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
- ③雇用期間が2カ月超見込まれる
- ④学生でない
- ⑤職場が以下のいずれかに該当
 - ①従業員が51人以上
 - ②従業員が50人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

■ 収入が増加した

- ・被扶養者の収入が増加して、収入要件を満たさなくなった(コラム参照)。

■ 失業給付金を受給した

- ・被扶養者が基本手当月額3,612円(19歳以上23歳未満の場合(その年の12月31日現在の年齢かつ配偶者を除く)は4,167円、60歳以上または障害がある場合は5,000円)以上の雇用保険の失業等給付を受給するようになった。

■ 75歳になった

- ・後期高齢者医療制度の被保険者になった。
※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

■ 別居した

- ・被扶養者となるために同居が条件となる親族[※]が、被保険者と別居した。
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(3親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

■ 国内居住要件を満たさなくなった

- ・被扶養者が日本国内に住所(住民票)を有さなくなった[※]。
※一時的な海外渡航(留学、海外赴任、観光、保養、ボランティア等)は除きます。

コラム 被扶養者の収入要件って？

被扶養者として認定されるためには、下記の①と②を満たすことが必要です。

- ①主として被保険者の収入により、生計を維持されている
 - ・被保険者と同一世帯の場合 → 被保険者の年間収入の1/2未満
 - ・被保険者と同一世帯でない場合 → 被保険者からの仕送り(援助)額未満

②年間収入が130万円未満

- ※19歳以上23歳未満の場合(その年の12月31日現在の年齢かつ配偶者を除く)は150万円未満。
- ※60歳以上または障害がある場合は180万円未満(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。



被扶養者の年間収入について

2026年4月1日より、下記のように取り扱いが変更されます。

従来 過去の収入、現時点の収入、将来の収入の見込みなどから今後1年間の収入を判定

新 労働契約で定められた賃金から見込まれる収入を用いて左記①②に該当すれば認定

※当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が基準額以上となっても、社会通念上妥当である範囲であれば被扶養者としての取り扱いを変更する必要はありません。



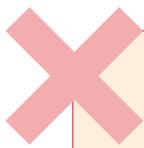
健康保険を使える「施術」には 制限があります

整骨院・接骨院は「各種保険取扱」と表示されていても、病院や整形外科などの医療機関とは異なり、**健康保険を使える施術は限られています。**
「健康保険を使える」と説明を受けたとしても、**後日、健康保険の対象外となり、全額自己負担となります**のでご注意ください。



整骨院・接骨院で健康保険が使える場合

- 外傷性が明らかな捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）
- 骨折・脱臼 ※応急手当を除き、医師の同意が必要です



使えない場合 ← 全額自己負担

- × 医療機関で治療中の負傷
- × 日常生活からくる疲労や肩こり・腰痛・筋肉疲労など
- × 椎間板ヘルニア・神経痛・五十肩・関節炎・リウマチなどによる痛み
- × スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- × 過去の交通事故等による後遺症
- × 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷



健康保険を正しく使うために

1 施術を受ける前に → 負傷原因を正しく伝える

「いつ・どこで・どうして負傷したか」を正確に伝えましょう。

2 医療機関で治療中の負傷 → 同時に整骨院・接骨院で健康保険は使えません

原則として、整骨院・接骨院の施術料は全額自己負担になります。

3 施術が長期にわたる → 医療機関を受診しましょう

3か月以上施術を受けても症状が改善しない場合は、原因をはっきりさせるためにも医師の診察を受けることをおすすめします。

4 当健康保険組合より照会文書が届いたら → ご回答にご協力ください

医療費適正化の一環として、柔道整復療養費の請求内容について、整骨院・接骨院からの請求が適正に行われているか施術を受けた方に文書等で照会しております。照会文書が届きましたら施術を受けた部位やその理由などをご自身で回答書にご記入のうえご返送ください。

◆ 皆さまの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な療養にご理解・ご協力をお願いいたします。

どうなの？ 特定保健指導

特定保健指導とは、特定健診の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)によって行われる健康支援です。

特定保健指導っていいことあるの？



特定保健指導にはこんなメリットが！！

健保組合では、みなさんの特定健診の結果から生活習慣の改善が必要と判定された人に、特定保健指導をご案内しています。特定保健指導では、保健師、管理栄養士などの専門スタッフが、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的とした健康支援をしてくれます。

早めに特定保健指導を受けて生活習慣を改善し、健康を取り戻しましょう。

メリット1 無料で受けられる！

特定保健指導では、生活習慣を見直すための専門家によるアドバイスが無料で受けられます。このチャンスをムダにせず、ぜひ活用してください。

メリット2 専門家の適切な支援を受けられる！

自己流の無理な減量などはかえって健康を害することに。専門家の支援による適切な方法で減量することが健康への近道です。

メリット3 正しく自分の健康状態を知ることができる！

生活習慣病は自覚症状がほとんどないため、気がつかないうちに悪化していることが少なくありません。専門家があなたの健康状態を正しく把握したうえで、適切な健康支援をしてくれます。

メリット4 自分に合った方法で生活習慣改善ができる！

ライフスタイルや食事・運動の好みは人によってさまざま。自分に合った方法で無理のない生活習慣改善を支援してもらえます。

メリット5 続けやすい！

1人で取り組んでいると途中で中断してしまうことも。特定保健指導では継続的なサポートが受けられるため挫折しにくくなります。

メリット6 その後も効果が続く！

特定保健指導を受けた人は、無理のない生活習慣改善方法を見つけることができ、翌年以降も健康な生活習慣を維持しやすく、効果が続きやすいといわれています。

メリット7 病気の発症によるリスクを避けられる！

不健康な生活習慣を続けて病気を発症してしまうと、健康を取り戻すことが難しくなってしまいます。病気の症状による不快感や苦痛に加え、通院や服薬に時間をとられたり、病院で支払う医療費負担が重くなったりすることもあります。また、食べたいものが食べられない、やりたいことが自由にできないなどの生活の質の低下にもつながりかねません。



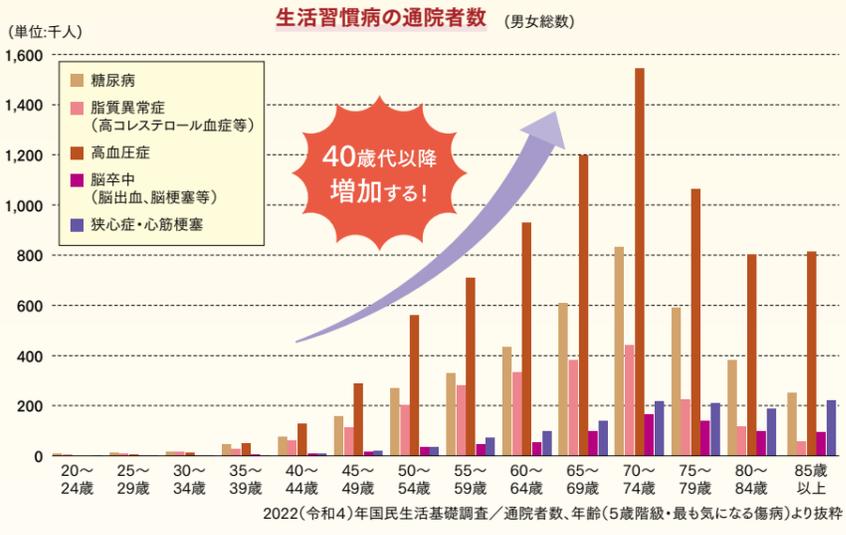
だから特定健診を受けないと

特定健診は40～74歳を対象とした生活習慣病を予防するためのメタボリックシンドロームに着目した健診です。

40歳を超えたら生活習慣病のリスクが高まります！ 特定健診を受けましょう！



被扶養者のみなさん、健診はお済みですか？ 特定健診を受けて生活習慣病を予防しましょう！



内臓脂肪の蓄積に高血糖、脂質異常、高血圧のうち2つ以上が重なった状態をメタボリックシンドロームといいます。40歳代以降に増加してきますが、症状がないため気づかずに放置していると、いずれ糖尿病や虚血性心疾患、脳卒中などの深刻な病気の発症につながりかねません。

特定健診でメタボリックシンドロームに早めに気づき、案内があれば特定保健指導を受けて、重症化を防ぐことが大切です。



3つ目の保険料、はじまる

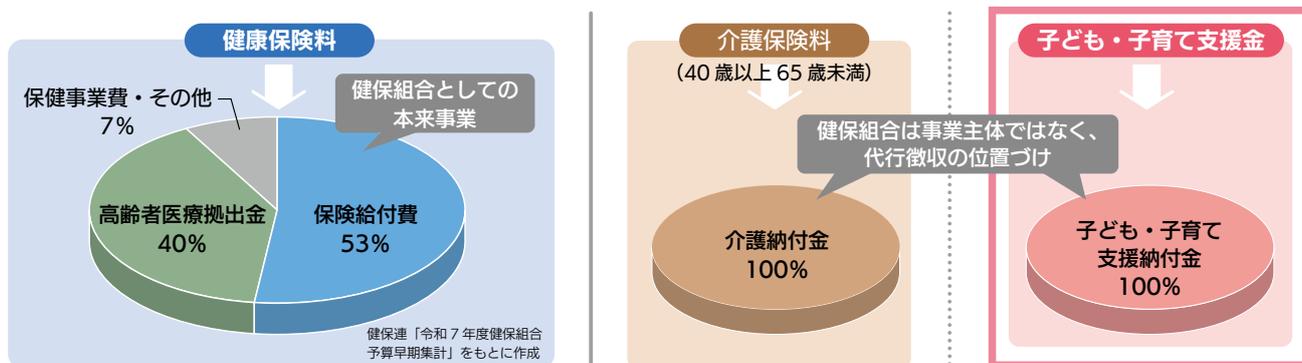
“子ども・子育て支援金”

社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、令和8年4月分保険料（5月給与控除分）から、子ども・子育て支援金の徴収がはじまります。みなさんは、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。

3年間で段階的に構築する少子化対策のための特定財源

子ども・子育て支援金は、社会連帯の理念を基盤として、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯のしくみです。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築される少子化対策のための特定財源で、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度など法律で定められた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられます。

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請で健保組合も担うことになりました。ただし、介護保険と同様、健保組合は事業主体でないため「子ども勘定」が創設され、徴収した子ども・子育て支援金はそのまま国へ納めることになります。



被用者保険には一律の保険料率が設定される

被保険者と事業主は、令和8年4月分保険料から、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。

その支援金率は、国から被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）一律で示され、原則として被保険者と事業主で折半負担します（任意継続被保険者は事業主分も負担します）。令和8年度の支援金率は0.23%（被保険者負担分0.115%、事業主負担分0.115%）となります。

また、子ども・子育て支援金は、健康保険料、介護保険料と同様、賞与からも徴収されます。

子ども・子育て支援金は以下の事業に充てられます

総額3.6兆円規模のこども未来戦略「加速化プラン」のうち、1兆円程度（令和10年度以降）が子ども・子育て支援金で確保されます。

児童手当の抜本的な拡充

令和6年10月から、所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額

妊婦のための支援給付

令和7年4月から、妊娠申請時5万円、出産届出後1人につき5万円の経済支援

こども誰でも通園制度

令和8年4月から、月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能なきみを創設

出生後休業支援給付

令和7年4月から、子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付を創設

育児時短就業給付

令和7年4月から、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%を支給

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

令和8年10月から、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

第405回 理事会

- 【日 時】 令和8年2月12日(木)午後3時30分
 【場 所】 金属プレス会館 5階役員会議室
 【議決事項】 第1号議案：組合規約第4条別表の一部改正について
 第2号議案：第142回組合会の招集及び組合会に提出する議案について

第142回 組合会

- 【日 時】 令和8年2月20日(金)午後3時30分
 【場 所】 金属プレス会館 6階大会議室
 【議決事項】 第1号議案：令和8年度事業計画について
 第2号議案：令和8年度収入支出予算について
 第3号議案：重要財産の処分について
 第4号議案：健康保険組合規約ならびに規程の一部改正(案)について

《お詫びと訂正》

新年号(No.312号)でお知らせしました契約医療機関一覧<令和8年度版>で所在地および受診者負担額を誤って掲載しておりました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。
 また、新規掲載、名称変更の契約医療機関についてご案内いたします。

	《正》	《誤》
聖隷予防検診センター	静岡県浜松市中央区三方原町3453-1	静岡県浜松市中央区区三方原町3453-1
聖隷健康診断センター	静岡県浜松市中央区住吉2-35-8	静岡県浜松市中区住吉2-35-8
聖隷健康診断センター 東伊場クリニック	静岡県浜松市中央区東伊場2-7-1 浜松商工会議所6F	静岡県浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所6F
清水さくら病院 健康管理センター	静岡県静岡市清水区袖師町2001番地	静岡県静岡市清水区桜が丘町13-23
東京蒲田医療センター	人間ドック 日帰 20,900円	人間ドック 日帰 26,400円
相澤健康管理センター	人間ドック 1泊 50,600円	人間ドック 1泊 46,200円
《新規掲載》		《受診者負担額》
秋田病院健康管理センター	秋田県能代市緑町5番22号 電話番号 0185-52-3127	人間ドック 日帰 19,250円 生活習慣病 3,300円
《名称変更》	《変更前》	《変更後》
変更日 令和8年4月1日	医療法人社団 国立あおやぎ会 八王子健康管理センター	イッパンシャダンホウジンシユウメイカイケンシンベースハチオウジ 一般社団法人 秋明会健診ベース802

事業所の編入・削除・変更

編入事業所

- 令和7年11月1日
 ●株式会社 太平テック
 東京都文京区千石3-10-15

削除事業所

- 令和7年10月1日
 ●有限会社 新精金型製作所
 神奈川県座間市小松原1-11-16

- 令和7年12月21日
 ●日新冷熱工業 株式会社
 東京都大田区蒲田5-44-7-904

変更事業所

- 令和7年10月22日
 ●株式会社 ユニホールディングス
 新：日野市旭が丘2-21-7
 旧：八王子市檜原町1513

- 令和7年12月1日
 ●株式会社 エイチワン
 新：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-195-1
 大宮ソラミチKOZ 11階
 旧：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5
 KSビル7階

健康者表彰

今年も健康者表彰を実施します

＜1年間資格確認書等を使わなかった方を表彰し、今年も記念品を贈呈します＞

- 【対象者】 当健保組合の被保険者で、下記の対象期間中に被保険者資格を有し、保険診療を受けなかった方。
 ※確認審査の段階で資格を喪失されている方は除きます。
 ※被扶養者(家族)が受診されていても被保険者(本人)の受診がなければ該当します。
 【対象期間】 令和7年1月1日～令和7年12月31日までの1年間
 【申込方法】 事業所の担当者に申し出て、事業所経由で健康保険組合へ報告書をご提出ください。



記念品の発送

「記念品一覧」を令和8年5月初旬にお送りする予定です。その中からお選びください。記念品は6月中旬に事業所単位でお送りします。

★ご不明な点は健保組合総務課までお問い合わせください。 ☎ 03(3634)5151

ルネサンスなら 続く。

だから、
仕事も
うまくいく。



法人会員なら
お得に通える！
ジム・スタジオ・サウナ
湛浴施設を全国使えて
この価格！

＼4か月ずーっとおトク！／

法人ジム・サウナ おためし会員 月々¥5,500

月払い会員限定特典！

春の入会応援キャンペーン！ 4/1(水)～5/31(日)

月会費1ヵ月分
事務手数料

0円

+

タオル&
シューズ
レンタル

最大2ヵ月
通常4,840円相当

0円

都度利用にも別途特典あり！豊富な会員種別もご用意しています！

詳しくは法人専用
ページへアクセス



※上記入会特典は、8ヵ月以上月額固定プランにご在籍の方に限り（都度払い会員は対象外）。※月途中からのご入会の場合、初月分の月会費は「通常割」し、次月分の月会費を入会特典に充当いたします。
※オプションサービスの無料期間終了後は通常月会費に自動移行となります。解約をご希望される場合はフロントにてお手続きください。※会員プランは、月ごとに変更可（変更手数料なし）※フィットネス個人
会員からコーポレート会員へ変更の方は対象外。※表示価格は全て税込価格となります。※法人との契約により価格等が変更となる可能性があります。

ジム・サウナ
おためし会員

【ご利用可能時間・エリア】 ●営業時間中、終日ご利用可。※24hジム導入店舗のジム
エリアは、24時間ご利用可（休憩時間・未成半を除く） ●ジム、スタジオプログラム、ロッ
カールームと付帯の湛浴設備、ラウンジ。〔湛浴設備は店舗により異なります〕
※プール利用をご希望の場合は、Monthlyコーポレート会員など、他のプランをご選択ください。

【ご利用開始条件】 ●最長4ヵ月、新規ご入会者様限定の会員プランで、8ヵ月以上月額固定プランで在籍して
いたただける方に限ります。 ●過去6ヵ月以内に在籍していた方は対象外となります。 ●ご利用期間終了後はご
入会時に選択された会員種別に変更となります。（種別変更も可能）会員プランについては料金ページで
ご確認ください。 ※2025/12/31時点 2026春_840010232035